新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に対する国民健康保険税減免要綱

（趣旨）

第１　この告示は、市税条例（平成18年久慈市条例第76号。以下「条例」という。）第158条第１項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に対する国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(1) 主たる生計維持者　保険税の納税義務者の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。

　(2) 重篤な傷病　１カ月以上の治療を有すると認められるなど新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合をいう。

　(3) 事業収入等　事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入をいう。

　(4) 非自発的失業者　条例第156条の２に規定する特例対象被保険者等をいう。

（減免の対象）

第３　減免の対象となる保険税は、令和元年度分及び令和２年度分の保険税のうち令和２年２月１日から令和３年３月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものとする。

２　保険税の減免は、年度ごとに行う。

（死亡又は重篤な傷病を負った場合の減免）

第４　新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯は、第３第１項に掲げる保険税（以下「減免対象税」という。）の全額を免除する。

（収入が減少する場合の減免）

第５　新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の各号のいずれにも該当する世帯は、減免対象税を軽減し、又は免除する。

　(1) 主たる生計維持者の令和２年における事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が令和元年中の当該事業収入等の額の10分の３以上であること。

(2) 主たる生計維持者の令和元年中の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の２第１項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の２第１項各号及び第２項の規定の適用がある場合は、その適用前の金額）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。

(3) 主たる生計維持者の令和元年の所得のうち令和２年において減少することが見込まれる事業収入等以外の所得の合計額が400万円以下であること。

(4) 主たる生計維持者が非自発的失業者である場合は、令和２年において減少が見込まれる事業収入等が給与収入のみである者でないこと。

２　前項の規定により軽減し、又は免除する保険税の額は、次項に規定する減免算出額に次の表の左欄に掲げる合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（当該減免額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額 | 減額又は免除の割合 |
| 300万円以下であるとき | 10分の10 |
| 300万円を超え400万円以下であるとき | 10分の８ |
| 400万円を超え550万円以下であるとき | 10分の６ |
| 550万円を超え750万円以下であるとき | 10分の４ |
| 750万円を超え1,000万円以下であるとき | 10分の２ |

３　前項に掲げる減免算出額は、世帯に属する全ての被保険者について算定した減免対象税の合計額に、主たる生計維持者の令和元年中の所得額のうち令和２年において減少することが見込まれる事業収入等に係る所得額（減少することが見込まれる事業収入等が２以上ある場合はその合計額）を乗じて得た額に、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した令和元年中の合計所得金額で除して得た額とする。ただし、主たる生計維持者が非自発的失業者であり、かつ、給与収入以外の事業収入等の減少が見込まれる場合は、主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額は、条例第156条の２の規定により軽減した所得を適用する。

４　第２項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が事業等の廃止や失業の場合には、当該主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額にかかわらず、減免算出額の全額を免除する。

（減免の申請）

第６　第４及び第５の規定による保険税の減免を受けようとする者は、新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税減免申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書の提出は、令和３年３月31日までに行わなければならない。

３　市長は、保険税を減免することが適当と認めたときは、減免の額等を新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税減免決定通知書（様式第２号）により、不適当であると認めたときは、その旨を新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税減免不承認決定通知書（様式第３号）により減免を受けようとする者に通知するものとする。

（減免の取消し）

第７　市長は、虚偽の申請その他不正の行為により保険税の減免を受けたものに対しては、直ちに当該減免を取り消すものとし、減免により免れた保険税を徴収するものとする。

２　前項の減免の取消しは、新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税減免取消し通知書（様式第４号）により当該取消しを受けた者に通知するものとする。

様式第１号（第６関係)

新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税減免申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

　（宛先）久慈市長

　令和元年度及び令和２年度の国民健康保険税の減免を受けたいので、市税条例第158条及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に対する国民健康保険税減免要綱第６の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 納税義務者 | 住所 |  |  |
| 氏名 |  | 電話番号 |
|  |
| 申請者 | 住所 |  |  |
| 氏名 |  | 電話番号 |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| １　主たる生計維持者 | 納税義務者と異なる場合のみ記載してください。  住所  氏名 |
| ２　減免を受けようとする事由 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が次の事由に該当  □　死亡  □　傷病　（病名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）  □　令和２年の事業収入の減少（令和元年比で30％以上の減少）  (1)収入の種類　□事業収入　□不動産収入　□山林収入　□給与収入  (2)補てん金額　□有（　　　　　　　　　円）　　□無　　□未定  (3)廃業・失業　　□該当する　□該当しない |
| ３　添付書類 | □　主たる生計維持者の死亡又は傷病の事実が分かるもの  □　事業収入の減少に関する申告書  □　事業収入の減少に対して支払われる補てん金の金額が分かるもの  □　事業等の廃止又は失業の事実が分かるもの  □　その他事由を証明する書類 |

様式第２号（第６関係)

新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税減免決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　久慈市長　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった　　年度分の国民健康保険税について、市税条例第158条及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に対する国民健康保険税減免要綱第６の規定により、次のとおり減免することに決定したので通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和元年度分 | 当初課税額  （※令和２年２月１日以降納期分のみ） | 円 |
| 減免額 | 円 |
| 変更賦課額（納付すべき税額）  （※令和２年２月１日以降納期分のみ） | 円 |
| 令和２年度分 | 当初課税額 | 円 |
| 減免額 | 円 |
| 変更賦課額（納付すべき税額） | 円 |

備考　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

　　　また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第３号（第６関係)

新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税減免不承認通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　久慈市長　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった　　　年度分の国民健康保険税の減免について、次の理由により承認しないことに決定したので通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和元年度分 | 当初課税額  （※令和２年２月１日以降納期分のみ） | 円 |
| 承認しない理由 |  |
| 令和２年度分 | 当初課税額 | 円 |
| 承認しない理由 |  |

備考　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

　　　また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第４号（第７関係)

新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税減免取消通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　久慈市長　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった　　年度分の国民健康保険税の減免について、次の理由により取消しすることに決定いたしましたので通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和元年度分 | 減免額 | 円 |
| 取消し後の賦課額（納付すべき税額）  （※令和２年２月１日以降納期分のみ） | 円 |
| 取り消した理由 |  |
| 令和２年度分 | 減免額 | 円 |
| 取消し後の賦課額（納付すべき税額） | 円 |
| 取り消した理由 |  |

備考　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

　　　また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。